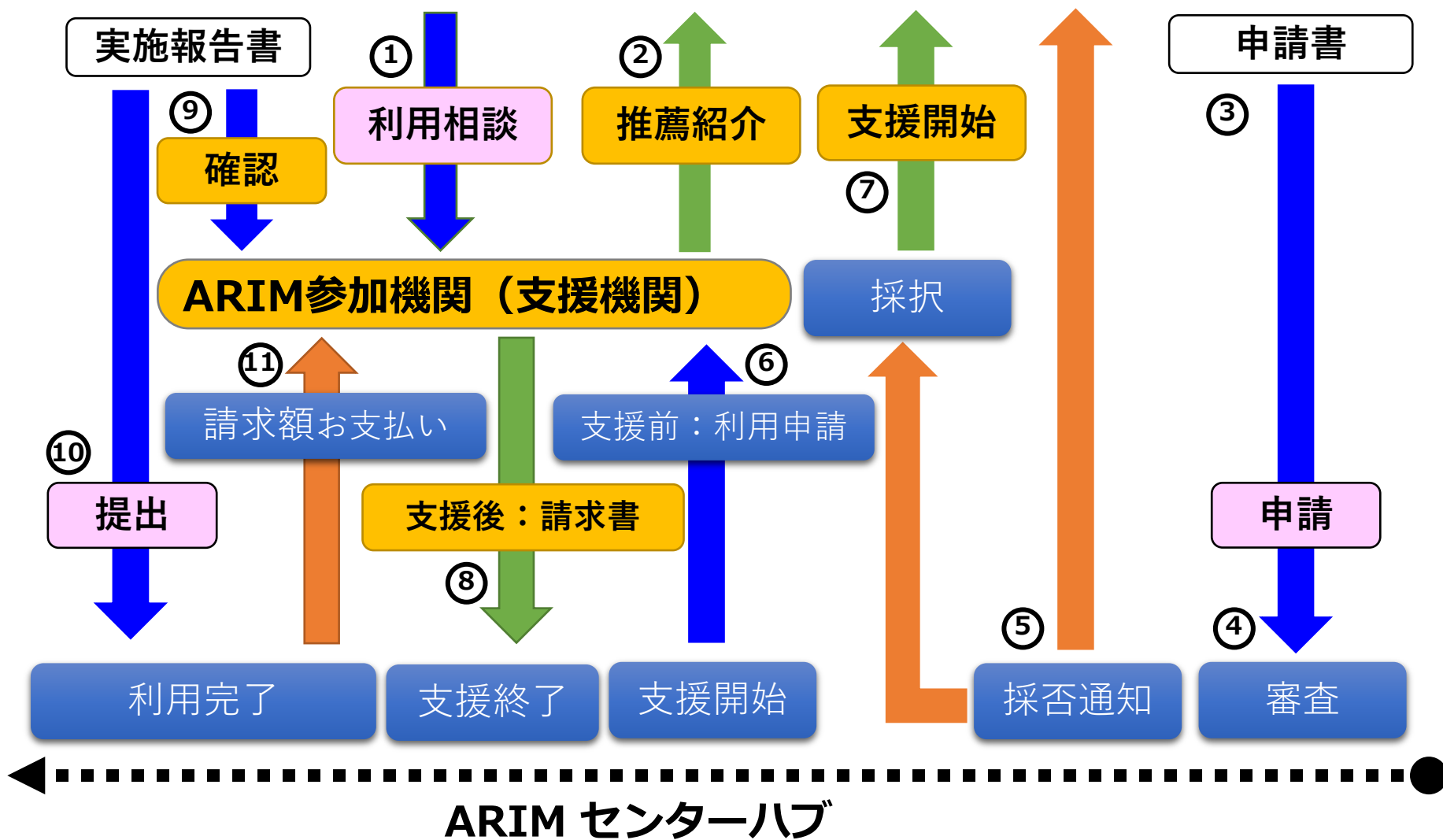


# 利用申請から利用完了までの流れ

※利用者は、支援機関と協力して申請書を作成します。事務処理手順は、①～⑪の順です。

## ARIM利用者（大学・中小・スタートアップ）



- ① 利用者は、利用したい共用設備のある支援機関に対して、利用相談をする。
- ② 支援機関は、利用者の研究課題に対して「新しい研究成果を生み出し、分野全体に広く貢献できる可能性がある」と判断した場合、利用者に、制度申請の推奨・支援を行う。
- ③ 利用者は、支援機関と相談の上、制度実施者(R5年度は NIMS)に「試行的利用」制度の申請をする。
- ④ & ⑤ 制度実施者は、横断技術領域責任者、運営機構業務実施者による審査を経て、「試行的利用」制度の採否を決定し、支援機関を通じて、利用者へ連絡する。
- ⑥ 採択された課題について、制度実施者が、支援機関に対して「利用者の機器利用申請」を行う。
- ⑦ 利用者は、「試行的利用」申請の際の実施計画に基づき、機器利用する。(または技術補助、または技術代行の利用。)
- ⑧ 支援機関は、支援機関ごとの料金設定に基づき算出した利用料を、制度実施者に請求書処理として請求する。
- ⑨ & ⑩ 利用者は、支援機関と相談し、制度実施者に「ARIM の利用報告書(公表)」兼「試行的利用の実施報告書(公表)」を提出する。
- ⑪ 制度実施者は、請求書に基づき、支援機関に利用料を支払う。